

社会福祉法人ロザリオの聖母会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ロザリオの聖母会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第3条 理事長が、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合（理事会・評議員会含む）は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合（理事会・評議員会含む）は、別表1により費用弁償を支払うことができる。ただし理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合（理事会・評議員会含む）は、別表1により費用弁償を支払うことができる。

4 監事が法人及び施設の運営状況の指導または監査の業務にあたった場合、（理事会・評議員会含む）別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第4条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿 泊 費	報 酬 (日額)	その他
実 費	実 費	10,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附則

この規程は、平成29年6月9日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	費用弁償	備 考
役員業務報酬等		5,000円	
評議員業務報酬等		5,000円	
監事監査報酬等	10,000円		